

【韓国】 韓国人原子爆弾被害者支援のための特別法の成立

九州大学韓国研究センター助教 菊池 勇次

(本稿は、海外立法情報課が執筆を依頼したものである。)

* 2016年5月19日、韓国国会本会議において、韓国人被爆者の実態調査及び医療支援に必要な事項を審議及び議決するため、保健福祉部長官の所轄の下に韓国人原子爆弾被害者支援委員会を設置し、墓地及び慰霊塔の造成等の記念事業を行えるようにすることを骨子とした法案が可決された。

1 背景と経緯

韓国人被爆者に対する韓国政府の支援は、1990年に実態調査が開始され、診療補助費等の医療支援も行われてきた。しかし、被爆者団体などは支援の法的根拠や被爆二世に対する実態調査・支援などを求め、特別法の制定を訴えてきた。

こうした背景の下、第17代国会の2005年に初めて「韓国人原子爆弾被害者の真相糾明及び支援等のための特別法案」が議員立法で発議され、第18代国会でも2008年に議員立法で発議されたが、いずれも廃案となった。第19代国会では、2012年12月から2013年6月にかけて、韓国人被爆者の支援に関する法案が与野党の議員により計4件発議され、特別法の制定に関する公聴会が2015年2月に開かれた。同年10月20日の保健福祉委員会法案審査小委員会では、これら4件の法案を審査した結果、各法案の内容をとりまとめた草案を作成し、改めて審査することになった。

2016年2月16日の同小委員会で争点となったのは、①被爆二世への支援・実態調査を行うか否か、②医療支援のみならず、生活支援金を支給するか否かの2点であった。同日審議された草案には①及び②の規定が含まれていたが、保健福祉部は①について、既に日本での大規模調査により二世の健康への影響は否定されている上、実態調査というのは、調査後の支援を前提として行われるものであるとして反対した。②についても、日本でも生活支援金の支給は行っておらず、他のあらゆる類似事例に波及するおそれがあるとして反対し、①②を削除すれば、[被爆一世の実態調査や診療補助費等の医療支援は既に行われているので]立法の実益がないのではないかと、立法そのものに難色を示した。

2月17日の審査では、保健福祉部が①②を削除した草案を提示したが、多くの議員が「現行の支援と実質的に変わりがない。①②のいずれかは実現すべき」と反対した結果、「[一世に医療支援に加えて]生活支援金を支給することができる」という任意規定を残した案が同小委員会を通過し、同日の同委員会全体会議で可決された。

しかし、法案の字句体系等の審査を行う法制司法委員会において、企画財政部や一部議員が「生活支援金は独立有功者や国家による不法行為の被害者に対して支給されるものであり、被爆者は性格が異なる上、既に日本政府から生活支援金的性格の手当を受給しており、二重支援となる。また、朝鮮戦争での犠牲者等、他の類似事例にも波及し、財政の負

担になりかねない」と反対した結果、生活支援金に関する規定を削除した修正案が5月17日に同委員会を通過し、5月19日の本会議で可決された。本則18条及び附則から成る同法は5月29日に公布され、2017年5月30日に施行される予定である。

2 特別法の概要

(1) 韓国人原子爆弾被害者の定義（第2条）

①原子爆弾が投下された際に日本の広島地域、長崎地域に在った者、②原子爆弾が投下された時から起算して2週間以内に投下中心地域から3.5キロメートル以内に在った者、③原子爆弾が投下された際又はその後において、死体処理及び救護に従事する等の事由により原子爆弾による放射能の影響を受けた者、④第1号から第3号までの事由に該当する者の胎児であった者、⑤「大韓赤十字社組織法」の規定により大韓赤十字社に原子爆弾被害者として登録され、大韓民国政府から診療費又は診療補助費を支給された者のいずれかに該当する者と定義されている。おおむね日本の「被爆者援護法」と同様の定義がなされているが、日本の被爆者健康手帳の交付を受けることを要件とせず、②の範囲の定義が日本の概ね2キロメートル以内に比べ、広く設定されている。

(2) 韓国人原子爆弾被害者支援委員会の設置及び実態調査（第3条及び第7条）

韓国人被爆者の実態を調査し、被害者支援に必要な事項を審議・議決するため、保健福祉部長官の所轄の下に韓国人原子爆弾被害者支援委員会を設置する（第3条）。実態調査の具体的な方法及び内容は大統領令に委任し、関連する行政機関や団体に対して実態調査への協力義務の規定を設けた（第7条）。

(3) 医療支援（第12条及び第13条）

国が医療支援の実施義務を負うとする一方、日本の被爆者健康手帳の交付を受けた者を医療支援の対象から除外する規定を設けた（第12条）。医療支援の内容については、①年1回の定期検診及び、医師が必要と認める場合は大統領令で定める精密検査をいずれも無料で実施し、②放射能による負傷や疾病に関連する手術費、診察・検査費、入院費、薬代、診療補助費を支給し、③具体的な支援の範囲と支給金額・支給方法については大統領令で定めることとした（第13条）。

(4) 墓地及び慰霊塔の造成等、記念事業の実施（第14条）

国及び地方公共団体は、原爆による死亡者の慰霊及び人権・平和教育の場として活用するため、①追悼墓地及び慰霊塔、②その他被害者の追悼に必要な事業等の記念事業を実施できると定め、法人又は団体がこれらの事業を行うときは、経費の全部又は一部を支援できるとする規定を設けた。なお、日本の「被爆者援護法」では同様の規定を設けていない。

参考文献（インターネット情報は2016年6月17日現在である。[]内は筆者による補足。）

- ・「[1918699] 한국인 원자폭탄 피해자 지원을 위한 특별법안(대안) (보건복지위원장)」
<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B1O6J0C2G1D7R1Z0W1W5K5R0W5R9F2>
- ・「제 340 회국회 (임시회) 보건복지위원회회의록 (법안심사소위원회) 제 1 호」「제 340 회국회 (임시회) 보건복지위원회회의록 (법안심사소위원회) 제 2 호」「제 342 회국회 (임시회) 법제사법위원회회의록 제 1 호」「제 342 회국회 (임시회) 법제사법위원회회의록 제 2 호」
<<http://likms.assembly.go.kr/record/index.jsp>>より